

番号	1
項目	文部科学省の調査によって公立の小中学校のバリアフリー状況が調査されました。貴自治体所管小中学校の校舎及び屋内運動場のエレベーター(複数棟の場合は棟ごとの基数)、多目的トイレ(各階)、スロープ(昇降口から全ての教室へのアクセスが可能なもの)の設置状況についてご回答ください。
(回答) 文部科学省の施設整備状況調査での回答は下記のとおりです(全学校数418校)。 1. エレベータの整備校数 406校 2. 身障者用トイレ 414校 3. スロープ 418校	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9092

番号	2
項目	2030 年度末までに、国が示した整備目標の達成に対応したバリアフリー化に関する整備計画や方針が策定されることが求められています。要配慮児童生徒等が在籍する学校のエレベーター設置なども含む、貴自治体の整備計画の策定予定についてご回答ください。整備計画の作成予定がない場合は、整備計画の策定を行なってください。 また通知には、「学校施設のバリアフリー化を計画的に推進するためには、当該地方公共団体における全体的な中・長期の行政計画やバリアフリー化整備計画等の上位計画との整合を図りつつ、学校、家庭・地域(自治会、障害者団体等)、行政(教育委員会、営繕部局、都市計画部局、財政部局、防災部局等)等の参画により、幅広く関係者の理解・合意を得ながら、学校施設のバリアフリー化に関する整備計画を策定することが重要です。」とあります。整備計画の策定に際して障害当事者が参画できるようにしてください。
(回答) 学校施設においては、他の公共施設と同様、本格的な更新時期を迎えるにあたるため、今ある学校施設を良好な状態で出来るだけ長く活用していくことを目的として「大阪市学校施設マネジメント基本計画」を策定しています。 その計画が今年度、最終年度を向かえることから令和 9 年度から新たな大阪市学校施設マネジメント基本計画に則り学校施設を整備してまいります。 なお、学校施設のバリアフリー化についても大阪市学校施設マネジメント基本計画の中で位置づけ計画を実施する予定となっています。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9092

番号	3
項目	通知では、「特にエレベーターの設置については、配慮を要する児童生徒等の垂直移動の基礎的整備であることから、その重要性を十分に認識し、計画するようお願いします」と要請し、さらに続けて、「その際、技術的な事情等により早期にエレベーターの整備が行えない場合にも、当面の措置として、法令適合の段差解消機等の活用も含めてきめ細かに計画するようお願いします。なお、簡易な階段昇降機や階段昇降車は、バリアフリー法に基づくエレベーターの定義に含まれていないことに留意しつつ、法令に基づいたエレベーター等を整備するようお願いします」と、キャタピラ式階段昇降機などがバリアフリー法の定義に含まれていないことも明確にしています。通知に沿ったエレベーター設置、もしくは当面の措置として法令適合の段差解消機等を活用することで、配慮を要する児童生徒等の垂直移動がスムーズに行えるよう整備を進めてください。 また、エレベーター設置工事には時間がかかることから、保育所・幼稚園と連携して要配慮児童生徒の入学予定を早期に把握し整備するようにしてください。
(回答) 大阪市立の小中学校につきましては、統廃合の対象など特段の理由がある学校を除きエレベーターを設置しています。	
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9092

番号	4、5
項目	障害当事者抜きにバリアフリー化が進められた際、障害当事者にとって使いにくいものができてしまうことや、改善して欲しい場所が改善されないという事例が多々あります。特に、「2030(令和12)年度時点で新築・改築、大規模改修の整備を検討している学校設置者において当事者参画が実施されること」を目標とされているため、とりわけ要配慮児童生徒等が、在籍もしくは在籍予定の学校のバリアチェックと改善計画の策定を障害当事者参画のもとで行なってください。 バリアフリー法では2018年(平成30年)に当事者参画をより一層重視する改正を行い、評価会議を設置し、当事者による評価と改善を進めてきています。当事者参画によってより使いやすい施設や公共交通が増えてきている実例があります。学校施設バリアフリー化についても、整備計画策定後、その進捗や整備内容について評価する第三者委員会を設置し、第三者委員会の構成委員には障害当事者を参画させてください。 ※当事者参画ガイドラインの該当部分 「当事者とは、原則としてすべての施設利用者を指すが、多様なニーズを反映したり質の高い施設整備を進めるためには、施設の利用にあたって多くの制約を受ける障害者からのニーズを丁寧に吸い上げることができる人選を行うことが重要」
	(回答) 学校施設の整備については、保護者等からの要望を把握している校長・教頭の意見を踏まえ整備しているところですが、今後ともいただいた貴重な意見を参考にしながら学校施設整備に努めてまいります。
担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9092

番号	6
項目	インクルーシブ教育の環境整備としてだけでなく、避難所等、地域コミュニティの拠点として学校のバリアフリー化を進めていくために、公立小中学校等以外の学校施設（私学、幼稚園や高等学校、大学、高専等）などにおいても、大阪府と連携をとりながら公立小中学校等の整備目標を参考にしつつ、取組を進めてください。
（市立幼稚園についての回答） 市立幼稚園では、日々の教育活動や幼稚園教職員による日常点検等で危険と判断された箇所等について、施設の改修工事などに合わせ、施設を利用する園児、保護者等の安全確保の観点から段差解消や手すりの設置、スロープを設置などバリアフリー化に取り組んでいます。 今後も市立幼稚園では、同様の観点から必要な整備を進めるとともに、施設の状況や利用実態を踏まえ、必要に応じて適切なバリアフリー化の取組を進めてまいります。	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課（幼稚園運営企画） 電話：06-6208-8165